AKO CITY 赤穂市

ニュースレポート

令和８年１０月２１日

報 道 機 関　 各 位

契約管財課　契約検査係

タイトル　令和８年１１月　入札・契約制度の改正について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

| | |
|---|---|
| 行事・事業名 | 令和８年１１月　入札・契約制度の改正について |
| 日　　時 | 令和８年１１月１日 |
| 場所・住所 | ― |
| 趣旨・目的（ＰＲしたいこと）<br><br>別紙のとおり、令和８年１１月１日以降、取り扱うこととします。<br>１　入札時における労務費等内訳書の提出等について<br>２　労務費ダンピング調査の実施について<br>３　工事請負契約における請負代金内訳書の改正について<br>４　工事請負契約書等の改正について | |
| 問い合わせ先 | 部課係名：総務部契約管財課契約検査係<br>担当者名：桃井<br>電　　話：0791-43-6865　　内線（ 2348 ）<br>Ｆ Ａ Ｘ：0791-43-6892 |

○添付資料（㊒・無）　○ホームページへの掲載（㊒・無）　○議会報告（㊒・無）

# 令和８年１１月　入札・契約制度の改正について

## １　趣　旨

入札・契約制度について、次のとおり改正するので報告します。

## ２　適　用

令和８年１１月１日以降に募集公告又は指名通知する案件から適用します。

## ３　内　容

### ⑴　入札時における労務費等内訳書の提出等について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、建設業者が公共工事の入札時に労務費等を記載した入札金額の内訳書を提出する義務が規定されたため、入札時に工事費内訳明細書に加え、労務費等内訳書を提出することとします。

また、積算チェック強化のため、従来の工事費内訳明細書に加えて、より詳細なレベルの記載が必要な内訳書（以下、「新内訳書」という。）を提出することとします。

ただし、令和８年度中は試行期間とし、試行期間中は労務費等内訳書及び新内訳書に不備があっても不問（直ちに無効の取扱いとしない。）とします。

### ⑵　労務費ダンピング調査の実施について

⑴の労務費等内訳書の提出に併せて、落札候補者に対して、労務費等の適正性を調査する「労務費ダンピング調査」を実施することとします。

なお、調査結果が落札決定に影響を及ぼすことはありません。

### ⑶　工事請負契約における請負代金内訳書の改正について

建設業法の改正に伴い、建設業者は公共工事の契約時に労務費等を記載した見積書を作成する努力義務が規定されたため、契約時に提出を求めている請負代金内訳書において、材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金についても、内訳明示が必要な項目として追加することとします。

### ⑷　工事請負契約書等の改正について

ア　工事請負契約書の改正について

工事請負契約における請負代金内訳書の改正に対応するため、工事請負契約書を改正します。

（請負代金内訳書へ内訳明示する項目として労務費等を追加）（第３条）

イ　委託契約書の改正について

赤穂市生成ＡＩシステム利用ガイドラインに対応するため、委託契約書を改正します。

（生成ＡＩに関する規定として、「生成ＡＩの利用に関する保証」（第８条）及び「生成ＡＩへの入力及び出力結果」（第９条）を新設）